

# ITER建設のための国際協定に関する非公式政府間協議

ITER建設の共同実施協定に盛り込まれ得る事項について、参加極間で基本的な考え方を  
得るため「非公式政府間協議」を平成12年4月に開始し、同年12月に終了

## ◀非公式政府間協議における各国の議論の方向▶

### 1. コスト負担の考え方

建設段階（約10年間）

実験炉本体建設費：

超伝導コイル等主要機器 可能な限り均等負担  
建屋・機器組立等 ホスト国負担

サイト整備費（用地代等）：

建設サイトに依存 ホスト国負担

運転段階（約20年間）：

本体建設費の分担と同様に締約国で負担

廃止措置段階：

ITER事業体が除染までは実施。除染以降はホスト国の責任。  
但し、廃止措置費用は各極の積み立て基金で賄う。

### 2. ITER事業体（ITER LEGAL ENTITY：ILE）の設置

ITER事業を責任をもって実施できる国際機関（またはホスト国の国内機関）として設置

（理事会〔メンバー：締約国の代表〕は最高意思決定機関。所長は執行責任者として強い権限。）  
（安全性等に関してはホスト国の法令遵守。）

### 3. 研究環境

資材、機器、通貨の国際的移動を容易にするための最善の努力

外国人研究者の長期滞在を可能にするための魅力ある生活環境の整備（子弟の教育施設等）